

審議会等の会議の公開に関する指針

平成16年4月1日制定

平成18年5月1日改定

(目的)

第1条 この指針は、審議会等の会議を公開することにより、その審議の状況を市民に明らかにし、審議会等の運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。ただし、個人に係る事項及び特定の者の利害に係る事項を審議するものを除く。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより市長その他の執行機関に設置された附属機関(以下「附属機関」という。)

(2) 附属機関以外の機関であって、審議、協議等の結果を市政に反映すること、及び専門的な知識の活用等を図ることを目的として、要綱等により設置された附属機関に準ずる機関

2 前項第2号の附属機関に準ずる機関には、次に掲げるものは含まないものとする。

(1) 市職員、他の行政機関の職員及び関係団体の代表者等のみを構成員とするもの

(2) 地域又は関係団体(推進員、協力員、調査員、指導員等を含む。)との連絡調整、研修、啓発等を目的とする協議会等

(3) 特定の事業を実施するために組織する実行委員会等

(4) 市民の相談等を主な目的とするもの

(会議の公開基準)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 室蘭市情報公開条例(平成8年室蘭市条例第11号)第8条の規定により非公開とすることができる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、議事運営に支障が生ずると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条の会議の公開基準に基づき、審議会等の長が当該審議会等に諮って決定するものとする。

2 審議会等は、会議を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5条 審議会等の公開は、会議の傍聴の希望者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 審議会等は、会場の広さの規模により傍聴者の定員を定めるとともに、定員を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定する。

3 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、審議会等の会議の傍聴に関する指針(平成16年4月1日制定。審議会等において別に傍聴に関する事項を定めた規程等がある場合にあっては当該規程等)により、会議開催中における会議の秩序維持に努めるものとする。

4 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議資料を傍聴者に提供するよう努めるものとし、提供できない場合は審議事項がわかる資料を提供する。ただし、会議資料のうち室蘭市情報公開条例第8条の規定により非公開とすることができる情報を除く。

(会議開催の周知)

第6条 会議開催の周知については、次のとおりとする。

(1) 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の一週間前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

ア 審議会等の名称

イ 開催日時及び場所

ウ 議題

エ 傍聴の可否

オ 傍聴の定員及び申込方法

カ 問合せ先

(2) 会議開催の周知は市広報又はインターネットホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載により行うものとする。

(3) 前号に掲げる方法のほか、報道依頼、関係団体への周知等により、審議会等の開催について広く周知するよう努めるものとする。

(会議記録の作成)

第7条 審議会等は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議の終了後、1箇月を目途に会議記録を作成しなければならない。この場合において、会議記録には次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 審議会等の名称

(2) 開催日時及び場所

(3) 出席者

(4) 会議の内容（発言記録又は要約記録）

(5) 問合せ先

- 2 会議記録に記載する委員等の氏名を公にすることにより、審議会等の審議に支障がある場合、委員等の権利利益を侵害するおそれがある場合等は、記号化等により個人を特定できない方法により表示することができる。

（会議記録の公開）

第8条 審議会等は、会議記録を作成後、速やかにホームページへ掲載することにより公開するものとする。

- 2 前項の規定によるホームページへの掲載は、審議会等が開催された日が属する年度及びその翌年度とする。

- 3 前項の規定は、同項の期間を超えてホームページへ掲載することを妨げるものではない。

（審議会等の概要）

第9条 審議会等は、毎年4月1日現在における審議会等の名称、設置根拠及び所掌事務等を市民に周知するため、別記様式を標準として、審議会等の概要について、同月末日までにホームページへ掲載するものとする。

- 2 年度途中で新たに審議会等を設置した場合は、速やかに前項の規定によるホームページへの掲載を行うものとし、又は前項の規定によりホームページに掲載した内容に変更があった場合は、速やかに内容を更新するものとする。

（特別の定めのある場合の取扱い）

第10条 審議会等の会議の公開等について、法令に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成18年5月1日から施行し、平成18年度以後における審議会等の会議の公開等について適用する。

別記様式（第9条関係）

審議会等の概要

審議会等の名称				
設置根拠法令等				
設置年月日				
所管事務				
委員数・任期	人		年	
委員の氏名	代表者(会長等)に			
会議公開区分	公開		非公開	
非公開理由				
会議開催日・ 会議記録	回数	開催年月日		会議記録・会議予定
	第 回	平成	年 月 日	
	第 回	平成	年 月 日	
	第 回	平成	年 月 日	
	第 回	平成	年 月 日	
問合せ先	所属 電話番号 メールアドレス			

注 1 電話番号及びメールアドレスは、ホームページで公開されている各課のアドレスを記載する。

2 「会議記録・会議予定」欄については、会議記録作成後は、「会議記録」と記載し会議記録のページにリンクさせ、会議開催予定を周知する場合は、「会議予定」と記載し会議開催予定のページにリンクさせる。